

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険の資格・給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、介護保険の資格・給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の資格・給付等に関する事務
②事務の概要	<p>庄原市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者の資格管理(取得、喪失、異動) ・要介護認定申請(新規、更新、変更)に関する情報の管理 ・介護保険受給者情報の管理(資格情報、認定情報、その他受給者の管理に関する情報) ・介護保険給付実績情報の管理(現物、償還、補足等給付) ・介護保険利用料の減免、保険料滞納者に係る支払い方法の変更等に関する情報の管理 ・居宅サービス・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報の管理 ・高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給等に関する情報の管理 ・広島県国民健康保険団体連合会への委託による保険者事務共同処理業務(介護給付、予防給付または介護予防・日常生活支援総合事業に関する審査支払事務、高額医療合算介護(予防)サービス費の給付情報に関する名寄せ等)に関する事務) <p>番号法の別表に基づいて、庄原市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、要介護認定支援システム、伝送通信ソフト、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、適用除外者・住所地特例者管理ファイル、要介護認定情報ファイル、利用者負担減免・給付制限ファイル、受給者異動情報ファイル、給付関連ファイル(現物、償還、補足等給付)、宛名台帳ファイル、口座台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 第1項 別表 第100項 <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの」となっている項(131項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの」となっている項(132項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	庄原市 健康福祉部 高齢者福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1 庄原市健康福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話0824-73-1167
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1 庄原市健康福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話0824-73-1167
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	介護保険支援システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月23日	II-2	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月23日	II-1	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成29年2月23日	I-8	庄原市役所高齢者福祉課介護保険係	庄原市生活福祉部高齢者福祉課介護保険係	事後	部署変更による修正
平成29年2月23日	I-7	庄原市役所総務課行政係	庄原市総務部総務課総務係	事後	部署変更による修正
平成29年2月23日	I-5-②	高齢者福祉課長 佐々木 隆行	課長 藤井 皇造	事後	所属長変更による修正
平成29年2月23日	I-5-①	高齢者福祉課	庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課	事後	部署変更による修正
平成30年1月24日	II-2	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成30年1月24日	II-1	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成30年1月24日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限及び別表第二(情報照会の根拠)93・94・95	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の11、26、42、56の2、87、93、94、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条、第19条、第25条、第30条、第44条、第46条、第47条、第55条	事後	
平成30年1月24日	I-2	資格管理ファイル、適用除外者・住所地特例者管理ファイル、要介護認定情報ファイル、利用者負担減免・給付制限ファイル、受給者異動情報ファイル、給付関連ファイル(現物、償還、補足等給付)、宛名台帳ファイル、口座台帳ファイル	資格管理ファイル、適用除外者・住所地特例者管理ファイル、要介護認定情報ファイル、利用者負担減免・給付制限ファイル、受給者異動情報ファイル、給付関連ファイル(現物、償還、補足等給付)、宛名台帳ファイル、口座台帳ファイル、庄原市介護予防・生活支援サービス事業の資格及び利用届出管理ファイル、高額介護予防サービス費等相当事業支給管理ファイル	事後	事業開始に伴う修正
平成30年1月24日	I-1-③	介護保険台帳システム、要介護認定支援システム、伝送通信ソフト、中間サーバー	介護保険台帳システム、要介護認定支援システム、伝送通信ソフト、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②課長 藤井 皇造	②課長 毛利 久子	事後	人事異動による変更
平成31年3月29日	I-2	資格管理ファイル、適用除外者・住所地特例者管理ファイル、要介護認定情報ファイル、利用者負担減免・給付制限ファイル、受給者異動情報ファイル、給付関連ファイル(現物、償還、補足等給付)、宛名台帳ファイル、口座台帳ファイル、庄原市介護予防・生活支援サービス事業の資格及び利用届出管理ファイル、高額介護予防サービス費等相当事業支給管理ファイル	資格管理ファイル、適用除外者・住所地特例者管理ファイル、要介護認定情報ファイル、利用者負担減免・給付制限ファイル、受給者異動情報ファイル、給付関連ファイル(現物、償還、補足等給付)、宛名台帳ファイル、口座台帳ファイル	事後	
平成31年3月29日	I-5-②	課長 毛利 久子	課長	事後	評価項目の変更により記載
平成31年3月29日	II-1	平成29年3月31日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年3月29日	II-2	平成29年3月31日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年2月1日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の11、26、42、56の2、87、93、94、108の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の11、26、42、56の2、87、93、94、108の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-1-② 事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、庄原市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法の別表に基づいて、庄原市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。		
令和7年3月27日	I-1-③ システムの名称	介護保険台帳システム、要介護認定支援システム、伝送通信ソフト、中間サーバー、団体内統合宛名システム	介護保険システム、要介護認定支援システム、伝送通信ソフト、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	再評価に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条 第1項 別表 第100項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第50条	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の11、26、42、56の2、87、93、94、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条、第19条、第25条、第30条、第44条、第46条、第47条、第55条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条【情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) 【情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの」となっている項(131項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの」となっている項(132項)	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 ℓ0824-73-1111	〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1 庄原市生活福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話0824-73-1167	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
令和7年3月27日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	I-9 規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV-8 人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠 介護保険支援システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和8年4月1日	I-5-①	庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課	庄原市 健康福祉部 高齢者福祉課	事後	組織改編による修正
令和8年4月1日	I-7	庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課	庄原市 健康福祉部 高齢者福祉課	事後	組織改編による修正
令和8年4月1日	I-8	庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課	庄原市 健康福祉部 高齢者福祉課	事後	組織改編による修正